

新旧対照表（空調夏期契約約款）

空調夏期契約約款 旧	空調夏期契約約款 新	備 考
<p>個別約款（空調夏期契約）</p> <p>2019年10月1日</p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>個別約款（空調夏期契約）</p> <p><u>2021年12月1日</u></p> <p>びわ湖ブルーエナジー株式会社</p>	<p>変更</p>

空調夏期契約約款 旧	空調夏期契約約款 新	備 考
目 次		
1. 適 用 1 2. 供給条件の変更 1 3. 用語の定義 1 4. 適用条件 1 5. 契約の成立及び原則等 1 6. 使用量の算定 2 7. 料 金 2 8. 設置確認及び契約の解除等 2 9. その他 3 付則 3 (別 表) 1. 適用区分 4 2. 料金表1 4 3. 料金表2 4	1. 適 用 1 2. 供給条件の変更 1 3. 用語の定義 1 4. 適用条件 1 5. 契約の成立及び原則等 1 6. 使用量の算定 2 7. 料 金 2 8. 設置確認及び契約の 解約 等 2 9. その他 3 付則 3 (別 表) 1. 適用区分 4 2. 料金表1 4 3. 料金表2 4	変更

空調夏期契約約款 旧	空調夏期契約約款 新	備 考
<p>す。</p> <p>(3) お客さまは、新たに(1)に基づきガスの使用を申し込む場合又は契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。</p> <p>(4) 当社は、この契約を解除又は当社の個別約款(一般料金契約)に変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解除の日又は当社の個別約款(一般料金契約)への変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による契約の解除又は当社の個別約款(一般料金契約)への変更の場合はこの限りではありません。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款17に規定する支払期限日(納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目)を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(1) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金及び基準単位料金(基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金))を適用して料金を算定します。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(2) 当社は、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、空調夏期契約1種には別表の料金表1を、空調夏期契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、当社の個別約款(一般料金契約)の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。</p> <p>(3) 料金は、当社の発行する納入通知書による払込み、当社の指定する金融機関での口座振替のいずれかの方法により金融機関を通じて毎月お支払いいただきます。</p> <p>8. 設置確認及び契約の解除等</p> <p>当社は、空調機器が設置されているかどうかを所定の確認書の提出又は施設への立ち入りにより確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、施設への立ち入りを承諾していただきます。確認書を提出いただけない場合や立ち入り</p>	<p>す。</p> <p>(3) お客さまは、新たに(1)に基づきガスの使用を申し込む場合又は契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、契約使用可能量を定めていただきます。</p> <p>(4) 当社は、この契約を解約又は当社の個別約款(一般料金契約)に変更をしたお客さまが、同一需要場所でこの契約の申込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日又は当社の個別約款(一般料金契約)への変更の日から1年に満たない場合には、その申込みを承諾しないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による契約の解約又は当社の個別約款(一般料金契約)への変更の場合はこの限りではありません。</p> <p>(5) 当社は、お客さまが当社と締結している他の小売供給契約又は過去に締結していた契約の料金を、基本約款17に規定する支払期限日(納付義務の発生の日の翌日から起算して50日目)を経過しても支払われていない場合は、申込みを承諾しないことがあります。</p> <p>6. 使用量の算定</p> <p>各月使用分の使用量は、前回の検針日及び今回の検針日における一般ガス導管事業者によるガスメーターの読みにより算定いたします。</p> <p>7. 料 金</p> <p>(1) 当社は、別表の料金表(各料金表の基本料金及び基準単位料金(基本約款19の規定により調整単位料金を算定した場合は、調整単位料金))を適用して料金を算定します。なお、料金表の各料金は、消費税等相当額を含みます。</p> <p>(2) 当社は、4月使用分(3月検針日の翌日から4月検針日まで)から11月使用分(10月検針日の翌日から11月検針日まで)までの期間については、空調夏期契約1種には別表の料金表1を、空調夏期契約2種には別表の料金表2を適用して、早収料金又は遅収料金を算定し、12月使用分(11月検針日の翌日から12月検針日まで)から3月使用分(2月検針日の翌日から3月検針日まで)までの期間については、当社の個別約款(一般料金契約)の料金表を適用して、早収料金又は遅収料金を算定します。</p> <p>(3) 料金は、当社の発行する納入通知書による払込み、当社の指定する金融機関での口座振替のいずれかの方法により金融機関を通じて毎月お支払いいただきます。</p> <p>8. 設置確認及び契約の解約等</p> <p>当社は、空調機器が設置されているかどうかを所定の確認書の提出又は施設への立ち入りにより確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、施設への立ち入りを承諾していただきます。確認書を提出いただけない場合や立ち入り</p>	<p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更</p>

空調夏期契約約款 旧	空調夏期契約約款 新	備 考
<p>を承諾していただけない場合、当社は、この契約の申込みを承諾しない、又は速やかにこの契約を解除し解除日以降当社の個別約款（一般料金契約）を適用いたします。</p> <p>9. その他 その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、2019年10月1日から実施いたします。</p> <p>2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金） 当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金</p> <p>(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p>	<p>を承諾していただけない場合、当社は、この契約の申込みを承諾しない、又は速やかにこの契約を解約し解約日以降当社の個別約款（一般料金契約）を適用いたします。</p> <p>9. その他 その他の事項については、基本約款を適用いたします。</p> <p>付 則</p> <p>1. 本約款の実施期日 本約款は、<u>2021年12月1日</u>から実施いたします。</p> <p>2. 本約款の実施に伴う切替え措置（適用料金） 当社は、2019年9月30日まで当社からのガス供給があり、2019年10月1日以降、本約款が適用されるお客さまについて、以下の条件にあてはまる料金は本約款の変更前の個別約款（以下「旧約款」といいます。）にもとづき算定いたします。</p> <p>(1) 料金算定期間の末日が2019年9月30日までに属する料金算定期間の料金</p> <p>(2) 料金算定期間の末日が2019年10月1日から2019年10月31日に属する料金算定期間の料金のうち、当該料金算定期間において支払義務が初めて発生する料金</p>	<p>変更</p> <p>変更 削除</p>

空調夏期契約約款 旧	空調夏期契約約款 新	備 考																								
<p>(別 表)</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用いたします。</p> <p>料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用いたします。</p> <p>2. 料金表 1</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="320 491 1035 564"> <tr> <td>ガスメーター 1 個につき 1 か月</td> <td>33,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金単価</p> <table border="1" data-bbox="320 625 1035 699"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>880 円</td> </tr> </table> <p>(3) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="320 760 1035 833"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>72.13 円</td> </tr> </table> <p>(4) 調整単位料金</p> <p>(3)の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金 (基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金) といたします。</p> <p>3. 料金表 2</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="320 1163 1035 1236"> <tr> <td>ガスメーター 1 個につき 1 か月</td> <td>9,900 円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金単価</p> <table border="1" data-bbox="320 1297 1035 1371"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>880 円</td> </tr> </table> <p>(3) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="320 1432 1035 1505"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>80.93 円</td> </tr> </table> <p>(4) 調整単位料金</p> <p>(3)の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金 (基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金) といたします。</p>	ガスメーター 1 個につき 1 か月	33,000 円	1 立方メートルにつき	880 円	1 立方メートルにつき	72.13 円	ガスメーター 1 個につき 1 か月	9,900 円	1 立方メートルにつき	880 円	1 立方メートルにつき	80.93 円	<p>(別 表)</p> <p>1. 適用区分</p> <p>料金表 1 空調夏期契約 1 種に適用いたします。</p> <p>料金表 2 空調夏期契約 2 種に適用いたします。</p> <p>2. 料金表 1</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1463 491 2178 564"> <tr> <td><u>1 か月につき</u></td> <td>33,000 円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1463 625 2178 699"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>880 円</td> </tr> </table> <p>(3) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1463 760 2178 833"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>72.13 円</td> </tr> </table> <p>(4) 調整単位料金</p> <p>(3)の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金 (基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金) といたします。</p> <p>3. 料金表 2</p> <p>(1) 定額基本料金</p> <table border="1" data-bbox="1463 1163 2178 1236"> <tr> <td><u>1 か月につき</u></td> <td>9,900 円</td> </tr> </table> <p>(2) 流量基本料金単価</p> <table border="1" data-bbox="1463 1297 2178 1371"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>880 円</td> </tr> </table> <p>(3) 基準単位料金</p> <table border="1" data-bbox="1463 1432 2178 1505"> <tr> <td>1 立方メートルにつき</td> <td>80.93 円</td> </tr> </table> <p>(4) 調整単位料金</p> <p>(3)の基準単位料金をもとに基本約款 19 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金 (基準単位料金に毎月変動する平均原料価格で調整した料金) といたします。</p>	<u>1 か月につき</u>	33,000 円	1 立方メートルにつき	880 円	1 立方メートルにつき	72.13 円	<u>1 か月につき</u>	9,900 円	1 立方メートルにつき	880 円	1 立方メートルにつき	80.93 円	<p>変更</p> <p>変更</p>
ガスメーター 1 個につき 1 か月	33,000 円																									
1 立方メートルにつき	880 円																									
1 立方メートルにつき	72.13 円																									
ガスメーター 1 個につき 1 か月	9,900 円																									
1 立方メートルにつき	880 円																									
1 立方メートルにつき	80.93 円																									
<u>1 か月につき</u>	33,000 円																									
1 立方メートルにつき	880 円																									
1 立方メートルにつき	72.13 円																									
<u>1 か月につき</u>	9,900 円																									
1 立方メートルにつき	880 円																									
1 立方メートルにつき	80.93 円																									